

指定試験事業における新たな方向 — 緊急重要技術開発試験 —

指定試験事業は、「国が行う必要がある試験研究のうち、国の試験研究機関の置かれている立地条件から実施が困難なものについて、適地の都道府県の試験研究機関を指定し、国からの委託事業として実施しているもの」と位置付けられています。現在25道県で59課題が実施され、175名の職員が従事しています。それぞれの試験地には原則的に国から主任者が一名ずつ配属され、道県担当研究員（指定試験職員）とともに試験研究を実施しています。

大正15年に始まり、昭和40年から委託事業として運営されてきましたが、平成9年の財政構造改革の推進に関する特別措置法施行を受けて開催された「指定試験事業の今後の在り方に関する検討会」により抜本的な見直しが行われました。

指定試験事業の総合調整を担う農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成10年の食料・農業・農村基本問題調査会答申を受けた農政改革大綱と農政改革プログラムを踏まえ、農業関係試験研究検討会報告「21世紀をめざした農業技術開発と試験研究の在り方について」の中で、効率的・効果的な試験研究の推進について「達成目標を明確化した研究戦略の策定と評価の推進を図る」としています。指定試験事業の見直し結果として、この傾向を色濃く反映したのが新規に設置された重要課題対応試験です。中でも緊急重要技術開発試験



はより具体的な研究課題について、基本的に5年を区切りとして実施されるプロジェクト的色彩の濃い指定試験となっています。

本年度から暖地園芸センターで開始された指定試験は、この重要技術開発試験として国内最初のもので、ウメの生育不良対策を課題に5年間で方向性を見出さなければならない責務を負っています。既に事前評価は終わりましたが、今後毎年開催される指定試験成果検討会での評価、中間・事後評価等に耐えうる成果を公表できるかどうか、ウメ栽培現場に役立つ情報を提供できるかが問われています。

2001年から国立試験研究機関は独立行政法人となりますが、“国”の部分か“独立行政法人”となるだけなのか、指定試験事業はさらに見直されるのか、21世紀を待たなければその結果は見えてこないようです。

（総括研究員 指定試験主任 平岡潔志）